

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

電子計算機システム一式 民間競争入札実施要項（案）

平成 28 年 月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

目次

1	趣旨	- 1 -
2	本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	- 1 -
3	実施期間に関する事項	- 3 -
4	入札参加資格に関する事項	- 3 -
5	入札に参加する者の募集に関する事項	- 4 -
6	本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	- 5 -
7	本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	- 6 -
8	本業務請負者に使用させることができる国有財産に関する事項	- 7 -
9	本業務請負者が、研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項	- 7 -
10	民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項	- 11 -
11	法第7条第8項に規定する評価に関する事項	- 11 -
12	その他業務の実施に関し必要な事項	- 12 -

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2 業務フロー

別紙3 組織図

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「当研究所」という。)は「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「電子計算機システム一式」(以下「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 業務の概要

ア 業務の経緯等

当研究所は、我が国における障害のある子どもの教育の充実・発展に寄与するため、障害のある子どもの教育に関する実地的・総合的な研究活動を行うとともに、それを核として、研修事業や教育相談事業、情報普及活動等を一体的に実施するなど、幅広い事業や活動を展開している。

現在の電子計算機システムは、これらの業務を遂行するため、平成 24 年 12 月に導入されたものであり、研究所の職員が業務の遂行や研究に利用するための端末利用システム、メール・ファイル・アプリケーション等各サーバ、研修員の利用に供する研修支援システムなどと、これらのシステムを統合するネットワークシステムから構成されている。

電子計算機システムの契約期間は平成 28 年 11 月末までであり、各システムが老朽化、陳腐化してきていることから、システム全体を更新し、業務効率を向上させるとともに、研究等業務の高度化、最適化が図れるよう最新の情報機器とインターネット利用技術を取り入れることが必要となってきた。

そこで、既存システムの更新並びに最新技術等の導入を目的とした「電子計算機システム一式」(以下、「本業務」という。)において、法の手続きに従い、平成 28 年 12 月から公共サービス実施民間業者(以下、「請負者」という。)に委託する。

イ システムの概要

システムの概要は別添 1 調達仕様書の「I. 仕様書概要説明」のとおり

ウ 業務内容

別添 1 「調達仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

- (ア) 電子計算機システムの運用設計及び環境構築設計、システムテスト、ドキュメント作成を行い、実利用可能な状態での納品
- (イ) サーバ機能及びクライアント接続に必要なハードウェア及びソフトウェ

ライセンスの提供

- (ウ) サーバ等機器の搬入（養生含む）、据付、配線、調整、既存設備との接続及び動作確認
- (エ) 現行システムからのデータ等の移行作業
- (オ) システムの保守及び運用支援業務
- (カ) 契約終了後の機器の撤去（原状復帰を含む）

エ 請負業務の引継ぎ

- (ア) 現行請負者等からの引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者又は当研究所から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際、現行請負者又は当研究所の事務引継ぎに必要となる経費は、当研究所の負担となる。

- (イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

- (2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

2(1)ウ「業務内容」に示す業務を適切に実施すること。

イ システムの停止回数及び時間

障害に伴うシステム（※）停止は年1回以内とすること。ただし、請負者の責によらない事由の場合は除く。システム停止後、再稼働までの時間は、通報等により請負者が障害を認知した時間を起点とし、4時間以内とすること。なお、予備系に切り替える等でシステムの稼働が継続している時間はシステム停止時間に含まない。

※ 別添1 調達仕様書の「I. 4 調達物品名及び構成内訳」の「B-15、C-1 モノクロレーザープリンタ」及び既設機器は対象外とする。

ウ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、組織・施設等に関する情報その他の契約履行に際し、知り得た情報の漏洩件数は0件であること。

エ システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

- (3) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当研究所は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、

契約の履行に関し、別添1「調達仕様書」に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から40日以内の当研究所及び請負者が協議して定めた期間内に、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき本件業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当研究所は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本件業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当研究所に提出するものとする。業務改善報告書の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき本件業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当研究所は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

3 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、平成28年7月から平成32年11月までとする。
 なお、開発・構築、移行作業及び機器の撤去等は契約締結日から平成28年11月まで、保守・運用支援は平成28年12月から平成32年11月までとする。

スケジュール

	平成28年度				平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度					
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月		
電子計算機システム一式	調達手続												
		構築・移行			保守・運用支援								
	現行システム保守・運用支援												

構築・移行に関する各工程のスケジュールは協議の上決定する。必要に応じて他業者と連携(※)して実施すること。なお、他業者との連絡調整は当研究所が行う。
 (※現行システムに関する情報提供、既存機器との接続試験等)

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条及び第32条の

規定に該当しない者であること。

- (3) 平成 28 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A及びB等級に格付された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」に登録している者であること。）。
- (4) 適切な品質管理体制を保証するものとして ISO9001 の認証を取得していること。また、情報セキュリティについて、ISO27001 の認証あるいは、プライバシーマークを取得していること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 文部科学省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (9) 調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行う CIO、CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する又は過去 2 年間に属していた事業者でないこと。または、CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）でないこと。
- (10) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(9)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。
注）「入札参加グループ」とは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール

入札公示：官報公示	平成 28 年 4 月下旬
入札説明会	4 月下旬
質問受付期限	6 月中旬
入札書及び提案書提出期限	6 月中旬
提案書の審査	6 月下旬頃
開札及び落札予定者の決定	7 月上旬頃
契約締結	7 月下旬頃

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、当研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提案書等

別添1「調達仕様書」の各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

ウ 下見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

エ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類。

※消費税率については、入札時の税率に応じて適宜修正する。また、入札参加者ごとに税率の想定が異なることを避けるため、具体的に明示すること。

オ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

カ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成28年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A及びB等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」に登録している者であること。）を証明する審査結果通知書の写し

キ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類（落札予定者となった者のみ提出。）

ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ケ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

コ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

サ 指名停止等に関する申出書

各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類

シ 誓約書

本請負を完了できることを証明する書類

6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、最低価格落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、当研究所が任命する技術審査職員が行う。

(2) 落札者の決定

ア 別添1「調達仕様書」に示す全ての要求要件を満たし、かつ、入札価格が独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最も低い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、次順位の者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 契約担当役は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

(3) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当役が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当役から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(4) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本

業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1)開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目標の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2)資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料（本業務の引継ぎや他業者との連携に必要な、現行システムの設定等及び現行請負者が保有する情報等を含む。）の開示について要望があった場合は、当研究所は当研究所規程等、法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8 本業務の請負業者に使用させることができる財産に関する事項

(1) 当研究所財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 業務に必要な電気設備
- イ その他、当研究所と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 請負者は、あらかじめ当研究所と協議した上で、当研究所の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 本業務請負者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 請負者は、別添1「調達仕様書」に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当研究所に提出しなければならない。
- (イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当研究所に報告するものとし、当研究所と請負者が協議するものとする。
- (ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当研究所から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当研究所の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当研究所の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当研究所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、研究所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、当研究所の個人情報管理規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況

の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項に関して遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当研究所は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当研究所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承認を受けなければならない。

エ 瑕疵担保責任

(ア) 当研究所は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、請負者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当研究所は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

オ 再委託

(ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ書面において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当研究所の承認を受けなければならない。

(エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ)から(エ)までにに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させ

る場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当研究所及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当研究所は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当研究所の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

ク 契約の解除

当研究所は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当研究所に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当研究所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当研究所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当研究所が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当研究所から請負者に損害賠償を請求する場合において、

原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責・危険負担

当研究所及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当研究所が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当研究所と請負者との間で協議して解決する。

10 本業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当研究所が当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部

分を求償することができる。

11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 本業務の実施状況に関する調査の時期
当研究所は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成32年1月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年11月に状況を調査する。
- (2) 調査項目及び実施方法
 - ア システムの停止回数及び時間
保守作業報告書等により調査
 - イ セキュリティ上の重大障害の件数
保守作業報告書等により調査
 - ウ システム運用上の重大障害件数
保守作業報告書等により調査
- (3) 意見聴取等
当研究所は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。
- (4) 実施状況等の提出時期
当研究所は、平成32年1月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。
なお、調査報告を内閣総理大臣及び管理委員会に提出するに当たり、CIO及びCIO補佐官の意見を聴くものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

- (1) 本業務の実施状況等の監理委員会への報告
当研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。
- (2) 監督体制
 - ア 運用管理業務全体に係る監督は、当研究所の総務部研修情報課が行い、総務部研修情報課長を責任者とする。
 - イ 実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、当研究所の総務部財務課が行い、総務部財務課長を責任者とする。
- (3) 本業務請負者の責務
 - ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
 - イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
 - ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法

第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを当研究所に無償で譲渡するものとする。

イ 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当研究所が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本件業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1「調達仕様書」に示すとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員		—	—	—
	非常勤職員		—	—	—
物件費			—	—	—
請負費等	保守料		2,491	7,472	7,472
	機器賃貸借料 (リース代金)		7,887	20,547	17,745
	その他		—	—	—
計(a)			10,378	28,019	25,217
参考値	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
(b)	間接部門費		—	—	—
(a)+(b)			10,378	28,019	25,217
(注記事項)					
<p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、入札の対象である本業務の全部を請負契約により実施している。表の支払金額は一般競争入札の落札額(各年度支払額)である。(千円未満四捨五入)</p> <p>なお、平成24年度は、現請負契約による4か月分の支払額である。</p> <p>また、現請負契約は、今回の調達対象であるサーバー等の賃貸借等に加え、シンククライアント端末等の賃貸借等も含まれたものである。(シンククライアント端末は4年で14,427千円である。)</p>					

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(受託者における本業務従事者)				
保守・運用支援責任者(非常駐)		1	1	1
保守・運用支援担当者(非常駐)		5	5	5
(業務従事者に求められる知識・経験等)				
<p>当研究所に来所する担当者に求められる知識・経験等は、以下のとおり</p> <p>・(独)情報処理推進機構が示している「ITスキル標準(ITSS) レベル4」相当以上の者</p>				
(注記事項)				
保守・運用支援担当者は非常駐であるが、1か月に1度、サーバ等のメンテナンス作業のため、担当者1名以上が当研究所に来所している。				

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

情報センター棟3階 総務部研修情報課情報情報管理係事務室及びサーバー室

【設備】

当研究所貸与

テーブル1台、椅子2脚

請負者所有

ノートPC1台

外部拠点

なし

4 従来の実施における目的の達成の程度

これまで達成度等は設定していないが、本調達で求める信頼性等に関する要件の平成24年12月から平成27年10月までの実績は次のとおり。

①システムの停止回数及び時間

障害に伴う停止が1回発生し、復旧に3時間を要する事例があった。

②セキュリティ上の重大障害件数

事例は発生していない。

③システム運用上の重大障害件数

事例は発生していない。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

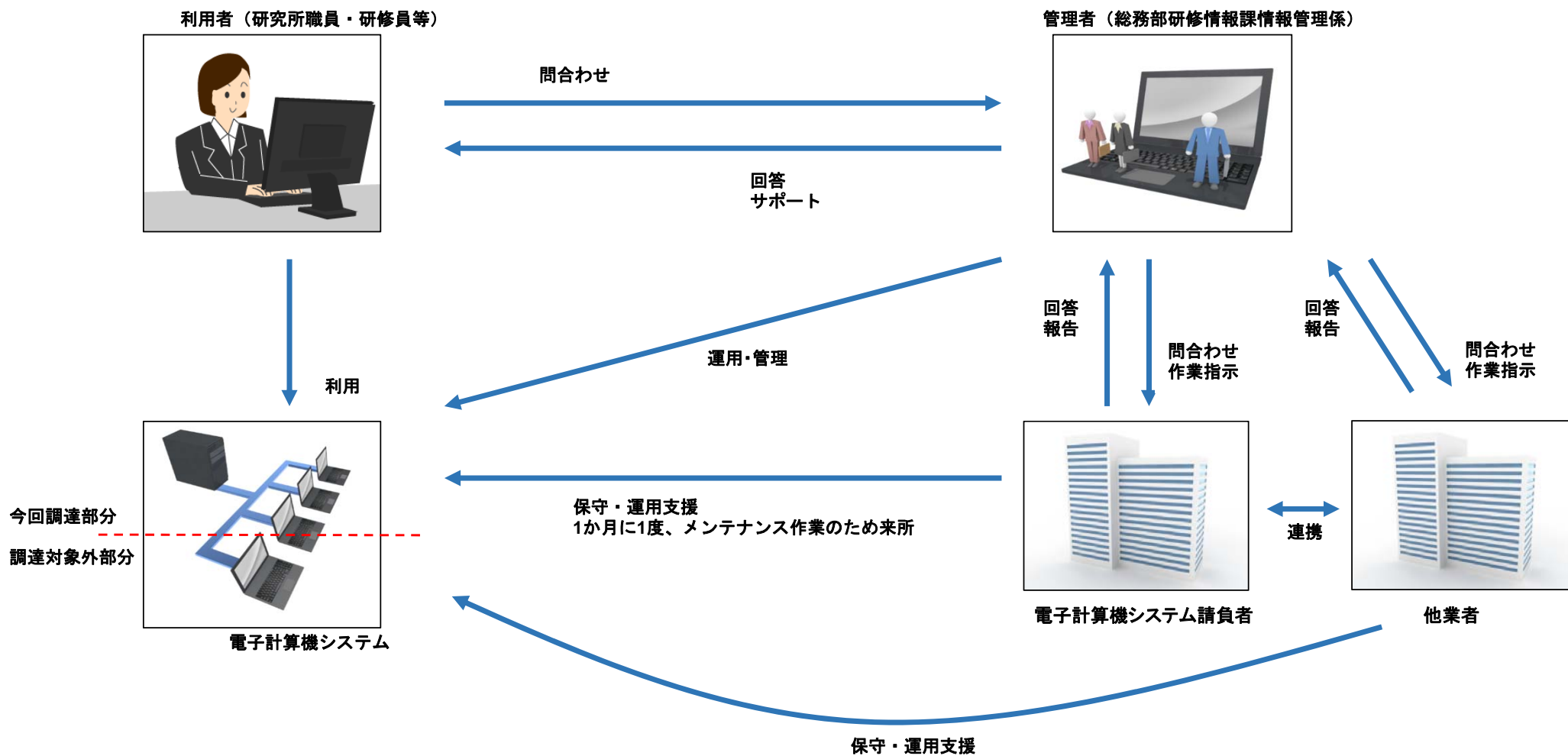
別紙2 保守・運用支援概念図のとおり

別紙3 組織図のとおり。

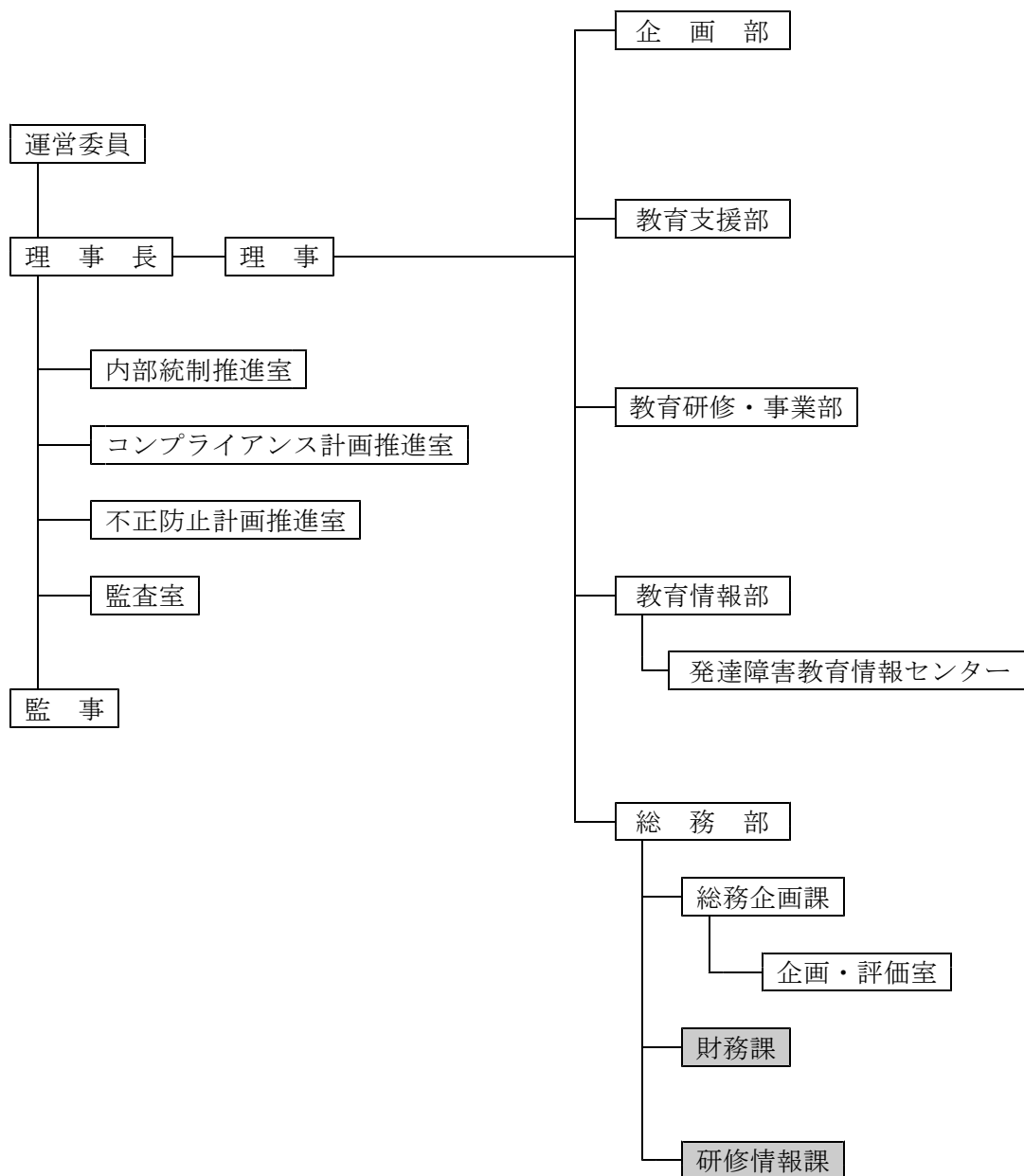
(注記事項)

なし

保守・運用支援概念図



組織図



(網掛けは本業務の実施に関連する部署)